

## 第1回枚方市国民保護協議会 議事録概要

とき 平成18年6月1日(木)  
2時から3時  
ところ 市役所別館4階 第3,4委員会室  
出席委員38名(欠席2名) 傍聴者11名

### 1 開会

### 2 会長挨拶

皆様こんにちは。第1回の枚方市の国民保護協議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

皆さまには、本市の国民保護協議会の委員をお引き受けいただき、また本日は大変お忙しい中、第1回の協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。厚くお礼申し上げます。皆さまには、日頃から本市の防災や危機管理の推進のみならず、市政の各般にわたりまして、何かと格別のご理解、ご協力を賜っておりますことに、この場をお借りしまして改めて感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

さて、2001年にアメリカで発生しました同時多発テロをはじめ、世界各地で国際テロ組織の関与が疑われる事件が発生し、多くの犠牲者が出ています。一方で、日本国内でも外国からの特殊工作員による事件や、弾道ミサイルが日本上空を越えて着弾するといった出来事も発生しており、平和を脅かすテロ行為や武力攻撃など、そういった事への懸念から、これらの新たな脅威への対処策が、今日的な課題となっていると考えています。このような状況の中で、一昨年の9月に武力攻撃や、大規模テロなど不測の事態に備えるために国民保護法が施行されました。その中で市町村は住民の生命・身体・財産を保護し、被害を最小限度に食い止めるために避難あるいは救援、武力攻撃災害への対処など重要な役割を担うこととなっております。

市民生活の安全確保につきましては、最も重要かつ優先して取り組まなければならない課題であります。武力攻撃や、テロといった事態はあってはならないものであるわけですが、万が一の事態を想定して、あらかじめしっかりと計画を作成し、備えを進めておくことが大切だと考えております。昨年3月に作成した国民の保護に関する基本指針に基づき、各自治体で国民保護計画を作成することが定められ、各市町村で今年度に国民保護計画を策定することになっております。本市におきましても、本協議会で皆さま方のお力添えをいただきながら、本市の実情に沿った、実効性のある計画を策定したいと考えております。

本日は限られた時間ではございますが、委員の皆さまにはそれぞれのお立場から、忌憚のないご意見をお伺い申し上げますとともに、皆様の今後のご活躍、ご健勝、ご多幸をお祈り申し上げまして、開催のご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いたします。

### 3 議題

#### (1) 枚方市国民保護協議会の設置、運営について

##### ① 会長の職務代理の指名

・・・(事務局説明)・・・

・・・(会長より、副市長：木下委員を指名)・・・

##### ② 会議の公開

・・・(事務局説明)・・・

・・・(承認)・・・

##### ③ 枚方市国民保護協議会運営要綱の制定

・・・(事務局説明)・・・

(委員)・・・資料1の第39条4に出てくる第33条第6項がどういう内容かわからないが、枚方市の協議会では、この事務をすることになっているのか。

(事務局)・・・国民保護法の第33条というのは、指定行政機関の国民の保護に関する計画ということになっています。ただいまの33条6項は「指定行政機関の長はその国民の保護に関する計画を策定するため、必要があると認めるときは、関係指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等ならびに指定公共機関及び指定地方公共機関ならびにその他関係者に対し、資料または情報の提供、意見の陳述、その他必要な協力を求めることができる」ということになっています。従いまして、この市町村協議会がその所掌事務を実施する場合について、同様の第33条6項の規定を準用するということになります。

(委員)・・・確認ですが、枚方市国民保護協議会は、第33条6項の規定に関して指定行政機関に「こういう情報を出してほしい」とお願いしたりすることのできる協議会ということですか。

(事務局)・・・繰り返しますが、第33条6項の規定を準用するという趣旨は、市町村協議会が国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するため、必要な場合は関係者から、資料や情報の提供、意見の陳述、その他の協力を求めることができるという趣旨です。

(委員)・・・ありがとうございました。

・・・(承認)・・・

#### (2) 枚方市の国民の保護に関する計画について（諮問）

・・・(事務局説明)・・・

・・・(市長より諮問)・・・

#### (3) 国民保護計画策定スケジュールについて

・・・(事務局説明)・・・

・・・(承認)・・・

(4) 枚方市国民保護計画（試案）について

・・・(事務局説明)・・・

(委員)・・・この法律の「国民保護法」というネーミングが、非常に問題をはらんでいます。「国民」という言葉が強調されていて、外国籍住民の中で、特にオールドカマー・ニューカマーといった外国籍住民のなかでも2種類のグループがいます。在日韓国・朝鮮の人たちはやはりこの国民保護法の「国民」に不安を覚えるのではないのでしょうか？説明の中で、3つの言葉が飛びかっています。国民・住民・市民そして外国籍住民を含むと説明されていますが、大阪市の会議でも申し上げましたが、これを英語に訳すと非常に矛盾が生じてくるわけです。しかし法律で決まったので仕方がないということですが、枚方市の外国籍住民（居住している方）は4000名～4400名位なので、高いパーセンテージではありません。全体の1%位です。しかし日本は交通手段も非常に便利です、外国籍住民が自由にいろんな交通手段を使って枚方市に入るケースもあります。今日枚方市の駅でペルーのパイプ音楽、非常に素敵な音楽が流れていまして、枚方市の温かい雰囲気を感じとられたのですが、そういう方たちも枚方市に入ってくると思うので、その分いろんな外国籍住民が存在するというをご理解をお願いします。

(事務局)・・・ご意見ありがとうございます。今回の試案のなかでも、大阪府の国民保護計画のなかでも、この計画の対象としては、私どもの市の計画では、市の住民はもちろん、通勤・通学・旅行、全市域に滞在している方すべてが対象となりますし、国籍を問わず保護の対象とすると定めています。さらにそれを分かりやすくするために、表紙をごらんいただくと、今回は試案としていますが、【枚方市国民保護計画】というタイトルがついていますが、副題として「武力攻撃等に係る住民等の保護に関する計画」ということで、住民等の保護に関する計画というかたちにさせていただいています。先ほどお話いただいた件については、これからの計画の中でも、充分配慮しながら進めていきたいと考えていますのでよろしくお願いします。

(委員)・・・大阪市の会議と比べて傍聴者数が多いので、非常にいいことだと思います。住民の関心が高いというひとつの表れだと思います。住民の声を常に吸い取っていく方法として、パブリックコメントはインターネットを使うようですが、技術格差でインターネットを容易に使えない方もいると思います。常に、市民と密なコミュニケーションを図っていただきたい。配慮をするという言葉は非常にいいのですが、ことが起こった時に瞬時に配慮することはできないので、常時の理解・努力・相互理解、特に私たち外国籍住民の人権に立って意見を言っていきたいと思います。インターネットで「枚方市外国籍住民」というキーワードを入れて検索すると結構たくさん出ます。そういうところでいろんなNPOの組織、特に外国籍住民に日本語を教えているボランティアの人たちとの密なコミュニケーションを図っていただきたい。

(事務局)・・・ご意見ありがとうございます。ただいまのご発言の趣旨につきましては今後、市民の声

を広く聞く際の貴重な参考にしていきたいと思います。

(委員)・・・武力攻撃を真っ先に受ける警察ですが、日本の中で、武力攻撃を実際受けた人がいるのかということですが、国外では、ペルーの大使館が襲われたり、PKOの警察官部隊が襲撃されて殉職者が出てるんですが、国内で武力攻撃をイメージするとなると、平成13年の九州南西海沖の特殊工作船からの銃撃がありますが、あの船が大阪湾にいて、水上警察とああいうことになったら100%勝ち目はありません。全部20t未満の警察艇なので、全部沈没しています。何が言いたいかというと、私たち警察が持っている装備で、一時的に何とかなるという淡い期待は絶対に捨ててもらいたいです。海上保安庁が、その当時の模様を撮影したビデオがありますが、これを見たら、警察官部隊の指揮官として、とにかく逃げろと言います。この装備を見て、警察官の持ってるちやちな拳銃では、行けば行くほど警察官の屍の山を重ねるだけというのが、今の実態です。やはり、市民の協力や行政の協力、関係機関の一致団結した協力がないと矢面に立つ警察としては非常に寂しい。どうしても市民・国民の皆さんの後押しがないと、体を張って前に立てないという気がしています。ニュースでも何度も見られた場面が入ってますが、あの工作船に積んであった装備を持って、この町のなかで何か起こったら、今の警察力では勝ち目がありません。昭和の時代に隣の寝屋川市に2年間日本人になりすましていた特殊工作員が検挙されていますが、法律的には社会保険法違反などを使って何とか強制送還しましたが、別の目的で潜入していて、治安攪乱目的でこの工作船に積んであった装備をもって治安機関に対抗したならば、市民の安全を守るどころか、部隊の安全も守れないという事態を痛感していますので、もし当時の平成13年12月に起こった、当時はテレビでイヤというほど見られたと思いますが、こういう国民保護の策定にあたる皆さんは、今一度、武力攻撃とは何かを見ていただいて、市民の安全はもちろんですが、その前線に立つ警察官の安全も考えてもらえたらと思います。また機会があれば、ビデオも見ていただきたいと思います。

(5) その他

・・・(事務局より事務連絡)・・・

- ① 協議会議事録の確認方法について
- ② 枚方市国民保護計画(試案)への意見照会について
- ③ 第2回枚方市国民保護協議会の日程について
- ④ 委員報酬について

(委員)・・・事務局にお願いですが、6月15日までに意見を出すんですが、この間に各委員から質問があったときの内容と答えを、委員全員で共有したいと思うので、そういう内容がありましたら委員に伝えていただけないでしょうか。

(事務局)・・・ただいまのご意見につきましては、6月15日に一定の集計をさせていただきますが、それ以前に意見が出た時点でということでご発言いただいたんでしょうか。

(委員)・・・意見の内容ではなくて、意見を作成するに当たってこれはどういう意味かというような質問がありますよね。まちがった理解をして意見を書いても仕方がないので、それを共有したい。

(事務局)・・・委員の方からの意見が届きましたら、各委員の方に質問等についての内容を共有できるように取り計らいたいと思います。

(委員)・・・非常に膨大な計画試案ですが、この協議会の進め方、いろいろ細かい部分でインターネット等で意見集約する分がありますが、この会議でどのようにそういったことについての取り計らいをするのか、ただ単に説明して終わり、後でインターネットなり文章で報告してくださいということになるのか、あるいはこの会議の中で、たたき台としての議論が行われるのかどうか、そこを教えていただきたい。

(事務局)・・・各委員からご意見いただいたものにつきましては、先ほどの委員からお話がありました試案の内容についてこの内容はいかなものかという質問については、皆さんで情報共有させていただくような形で考えますし、最終的にいただいた意見については、次回の協議会までに試案に反映して、次回の協議会で、こういう意見をいただいたので、こういう風に修正・加筆をさせていただきましたという説明をさせていただく予定をしていますのでよろしくお願いします。

(委員)・・・ここでは特別この中身を特に議論を戦わせることはないわけですね。あらかじめ質問・意見がでたものについても、情報共有ということで集約するということになるんでしょうか。

(事務局)・・・今回は試案をお示ししていますがこれをたたき台にして意見を出していただき、それを次回協議会の中に案としてお示しさせていただきますが、案でお示した段階では、あらためて協議会の場において議論をいただきたいと考えています。

(委員)・・・試案についてある程度確定したものを審議会で答申するんですか。その確定したときにこのスケジュールでいくと、11月の第3回の協議会で終わって、その後、庁内でそれが整理されて策定されるわけですが、策定されたものについての説明・報告はこの会議で行われるんですか。

(事務局)・・・最終確定は、11月の第3回の協議会ですが、ここの場で最終確定の内容説明をさせていただきます。この協議会で答申をいただいた内容について、市としての国民保護計画を知事協議にのせまして、最終的に協議が整いますと、枚方市の国民保護計画というのが確定すると考えていますので、確定した段階においては各委員の皆様方にも、確定した枚方市国民保護計画の内容について、ご案内をさせていただきたいと考えています。

#### 4 閉会